

## 新リース会計基準について

### 【新リース会計基準による改正内容】

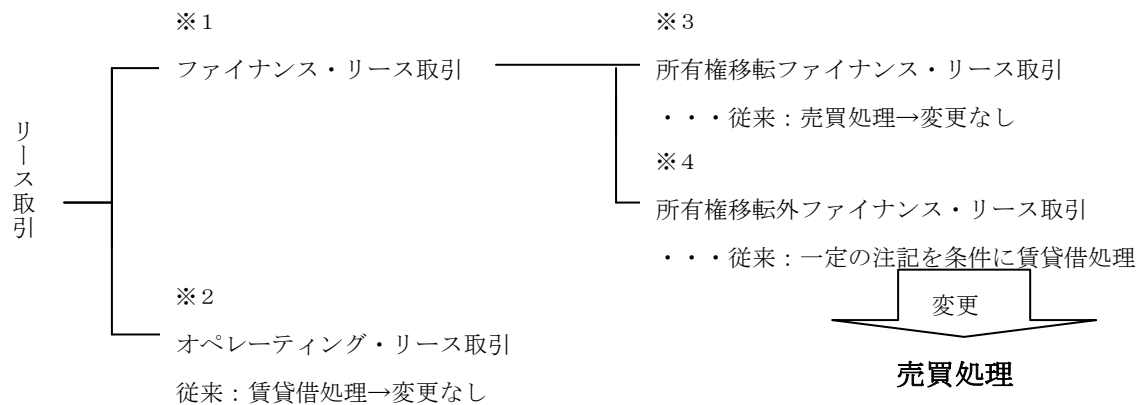
#### ・改正前

ファイナンス・リース取引は、【売買取引に係る方法に準じた会計処理≒売買処理】を原則としながらも、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を要件として、例外的に【賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理≒賃貸借処理】が認められていました。

#### ・改正後

ファイナンス・リース取引のうち所有権移転ファイナンス・リース取引に加えて、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても売買処理が義務付けられました。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち重要性が乏しいリース取引、一契約のリース料総額が300万円以下のリース取引、リース期間が1年以内のリース取引については、賃貸借処理することができます。



※1 ファイナンス・リース取引とは、リース期間の途中で契約解除（事実上の解約不能を含む）できないリース取引で借手がリース物件の経済的利益を実質的に享受し、物件使用に伴うコストを実質的に負担するリース取引をいいます。

※2 オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいいます。

※3 所有権移転ファイナンス・リース取引とは、契約上の諸条件に照らして物件の所有権が借手に移転すると認められる取引をいいます。

※4 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引をいいます。

## 【新リース会計基準の適用が事実上強制される対象会社】

- ① 金融商品取引法の適用会社およびその連結子会社
- ② 資本金5億円以上又は負債総額200億以上の大会社

※上記①②を除く中小企業（特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社を含む）は、会計基準を適用しないで「中小企業会計指針」により従来通りの貸借処理することができます。

## 【適用時期】

リース会計基準は、平成20年4月1日以後開始する連結会計事業年度及び事業年度から適用されます。

## 【既存リース取引の取扱い】

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、以下の3つの方法が選択肢として認められています。

- ① リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引であっても、リース取引開始日に遡って、売買処理する方法（変更による影響額は、特別損失として処理します）
- ② 未経過リース料又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額として、適用初年度の期首に取得があったものとして、売買処理する方法（特別損失は発生しません）
- ③ 従来と同様に注記を条件に引き続き貸借処理する方法

## 【税務上の取扱い】

（法人税法）

・ 処理方法

法人税法上も、新リース会計基準と同様に、リース取引を行った場合には、リース資産の引き渡し時にリース資産の売買があったもの（売買処理）として取扱います。その場合、利息相当額について、①利息法により配分する方法、②定額法により配分する方法、③利息相当額をリース資産に含めて償却する方法、のいずれの方法も税務上認められます。

・ 償却方法

リース期間定額法により償却します。

（消費税法）

消費税法についても、法人税法と同様に、売買処理となるので、借手側がリース会社に支払うリース料総額が課税仕入れとして認められ、仕入控除についてリース取引開始時に一括して行うことができます。

(適用時期)

上記の新リース会計基準と異なり、平成20年4月1日以後に締結するリース契約から適用されます。

### 【事前のご確認とご対応について】

・既存のリース取引についての処理方法の選択について

既存のリース取引については、上記の【既存リース取引の取扱い】でもご案内致しました3つの方法が選択肢として認められております。ただし、親会社や監査法人とで処理方法を調整する必要がございますので、処理方法のご確認をお願い致します。

・新リース会計基準を適用するリース契約についての判定について

別紙の参照をお願い致します。

・税務上と会計上で乖離が生ずる場合の調整額の把握について

新リース会計基準は、平成20年4月1日以後開始事業年度から適用されますが、税務上は、あくまで平成20年4月1日以後締結したリース契約から適用されますので、既存のリース契約（平成20年3月31日以前に締結したリース契約）については、引き続き従来通り賃貸借処理によります。

従って、①新リース会計基準を早期適用した場合、あるいは②既存のリース契約について賃貸借処理を継続しない処理を選択した場合（【既存リース取引の取扱い】でもご案内致しました①及び②の方法を選択した場合）は、申告調整をする必要が生じます。そのため、**会計基準適用以降は税務と会計で別管理することをお勧めします。**

また、③減価償却方法についてリース期間定額法以外の方法を採用した場合も、申告調整が必要となります。

・新リース会計基準でも賃貸借処理できるものについて

新リース会計基準でも賃貸借処理できるものがございますので、ご確認をお願い致します。

賃貸借処理できるのは、所有権移転外ファイナンス・リース取引で個々のリース資産に重要性の乏しいと認められる場合です。個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の（イ）から（ハ）のいずれかを満たす場合です。

- (イ) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引（1物件単位）
- (ロ) リース期間が1年以下のリース取引（1物件単位）
- (ハ) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引（1契約単位かつ、異なる科目ごと）

・売買処理が必要になった場合について

売買処理が必要になった場合、会計処理に必要な割引率、見積現金購入価額、利子率や利息法による元本と利息の配分表などの情報をリース会社から入手できるかどうかご確認をお願い致します。

・償却方法の選定について

税務上、平成20年4月1日以後に契約したリース資産についての償却方法は、リース期間定額法に限定されますが、会計上は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用するものとされていますので、どの償却方法を選定するかご確認をお願い致します。

ただし、会計上リース期間定額法以外の方法を採用した場合は、税務上申告調整が必要となります。

ご不明な点がございましたら、弊社担当者へご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。

以上

別紙

【ファイナンス・リース取引の判定】

